

立命館大学における公的研究費の管理・監査の実施基準

2007年10月17日

例規第161号

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施基準は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、立命館大学(以下「本学」という。)における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

- (1) 科学研究費補助金、科学技術振興調整費、その他省庁の競争的研究資金
- (2) 私立大学学術研究高度化推進事業
- (3) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院学生および客員研究員等を総称する。

第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学の公的研究費の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長を充て、職名を公開する。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者および部門の管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、副学長(研究担当)を充て、職名を公開する。

(部門の管理責任者等)

第5条 公的研究費に関する事務の実質的な責任と権限を持つ部門の管理責任者は、研究部事務部長を充て、職名を公開する。

2 公的研究費に関する事務全般を行い、公的研究費の執行を担当する部門に担当責任者

を置く。担当責任者は、リサーチオフィス(衣笠)課長およびリサーチオフィス(BKC)課長を充て、職名を公開する。

(研究者の責務)

第6条 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、立命館大学研究倫理指針に従って誠実に研究費を執行しなければならない。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化)

第7条 統括管理責任者および部門の管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関する必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(事務処理の相談窓口)

第8条 リサーチオフィス(衣笠)およびリサーチオフィス(BKC)は、公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を適切に支援する。

(職務権限)

第9条 公的研究費の執行および事務処理に関する職務権限は、学校法人立命館稟議規程および学校法人立命館経理業務専決規程等、学内関係諸規程の定めによる。

(関係者の意識向上)

第10条 統括管理責任者および部門の管理責任者は、立命館大学研究倫理指針を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

(調査)

第11条 公的研究費の管理に関わって、不正またはその疑いがあり、最高管理責任者が調査の必要があると認めたときは、調査委員会を設置する。

(懲戒)

第12条 公的研究費の管理に関わって、不正が確認された者は、学校法人立命館職員就業規則により懲戒を行う。

第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正防止)

第13条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

(不正防止計画の推進)

第14条 大学全体の観点から実態を把握・検証し、不正防止計画を推進するために、立命館大学研究費適正執行管理委員会を設置する。

2 部門の管理責任者および研究企画課は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部門と連携・協力して不正防止計画を策定・実施しなければならない。

第5章 研究費の適正な運営・管理活動

(関係法令等の遵守)

第15条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令および当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第16条 部門の管理責任者および担当責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

2 物品購入および出張旅費ならびにアルバイト雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行しなければならない。

3 統括管理責任者および部門の管理責任者は、納品検収およびアルバイト雇用者の勤務実態の確認等の研究費管理体制を整備しなければならない。

(納品検収)

第17条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、納品検収窓口を設け、検収担当者を置かなければならない。

2 検収担当者は、別に定める基準等に従い、納品伝票(納品書)等と現物を照合のうえ、納品伝票(納品書)等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第18条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、学校法人立命館契約事務取扱規程により、取引停止を行うことができる。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(資金使用の相談窓口)

第19条 公的研究費の使用に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を、リサーチオフィス(衣笠)およびリサーチオフィス(BKC)に設置する。

(通報窓口の設置)

第20条 本学の研究活動における不正行為等に関する通報については、学校法人立命館通報処理規程により取り扱う。

第7章 モニタリングの在り方

(内部監査)

第21条 公的研究費の管理および事務の取扱いについて、毎年、内部監査を実施する。

2 内部監査の実施は、内部監査規程にもとづき業務監査室が担当する。

3 内部監査の結果は、内部監査規程にもとづき最高管理責任者に回付する。

(モニタリング)

第21条の2 部門の管理責任者のもとに研究費検証チームを置き、公的研究費の執行状況を日常的に点検する。

(監事・監査法人との連携)

第22条 内部監査部門と監事および監査法人とが相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

第8章 実施基準の改廃

(改廃)

第23条 この実施基準の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この実施基準は、2007年10月17日から施行する。

附 則(2010年3月17日学校法人立命館契約事務取扱規程の制定に伴う一部改正)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年9月29日学校法人立命館通報処理規程の制定に伴う一部改正)

この実施基準は、2010年9月29日から施行する。

附 則(2011年9月21日内部監査結果の最高管理責任者への報告の追加および課名の変更に伴う一部改正)

この実施基準は、2011年9月21日から施行し、2011年4月1日より適用する。